

令和8年6月25日
厚生労働省

競争の導入による公共サービス改革に関する法律に基づく
「能力開発基本調査業務（令和8年度～10年度）」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「能力開発基本調査業務（令和8年度～10年度）」については、下記のとおり契約を締結しました。

記

1 契約の相手方の名称、住所、代表者の氏名

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階
株式会社エイジェック
代表取締役社長 古後 昌彦

2 契約金額

159,500,000円（税込）

3 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 委託業務の内容

委託業務は、能力開発基本調査における調査関係用品の印刷、封入・封緘、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務である。

各業務について、適切かつ確実にを行う工夫を求めるとともに、特に調査票の督促業務やオンライン調査の促進業務をはじめとした有効回答率向上を目指した取組や、調査対象者からの問合せ対応、調査対象者への疑義照会等に係る業務については、民間事業者の創意工夫を求める。

(2) 本調査業務実施に当たり確保されるべきサービスの質

①スケジュールの遵守

本調査業務の実施に当たり、厚生労働省（以下「当省」という。）と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

②マニュアルによる対応

問合せ等において、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成したマニュアルに沿って対応すること。

③目標とする有効回答率

調査票の有効回答率は、次の有効回答率を達成しなければならない。

- ・ 企業調査 55%以上
- ・ 事業所調査 55%以上
- ・ 個人調査 45%以上

④検査・集計・分析、報告期日

「能力開発基本調査業務（令和8年度～10年度）仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定する内容に基づき、適切に調査票の検査を行うとともに、当該検査の基準を満たした調査票について、仕様書に規定する方法により、集計、分析を行うこと。また、当該検査、集計及び分析について、それぞれ定められた報告期日までに当省に報告すること。

4 実施期間

契約締結日から令和11年3月30日（令和8年度調査から令和10年度調査）までとする。

5 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等（本調査業務実施の条件）

- (1) 本調査業務の実施に必要な事項は、仕様書に定めるものの他、当省の指示するところによる。
- (2) 民間事業者は、統計調査に精通している者を複数名本調査業務の担当者としなければならない。
- (3) 民間事業者は、作業の方針及び計画を明確にするとともに、本調査業務の各工程ごとに作業責任者を置き、氏名、所属及び連絡先を当省に提出しなければならない。
- (4) 民間事業者は、本調査業務に従事する全ての者に対し、統計調査における基本的事項、守秘義務及び本調査業務の内容について、十分理解できるような研修を事前に行わなければならない。研修計画及び内容については、当省に報告し、事前に承認を得なければならない。
- (5) 民間事業者は、本調査関係書類を厳重に管理する環境、電話・パソコン等必要な設備及び本調査業務を円滑かつ適切に遂行するのに十分な場所を確保しなければならない。
- (6) 本調査業務の開始及び中止
 - ①民間事業者は、契約締結日に、確実に本調査業務を開始しなければならない。
 - ②本調査業務は日本国内において実施すること。
 - ③民間事業者は、やむを得ない事由により、本調査業務を中止しようとするときは、あらかじめ当省の承認を受けなければならない。
- (7) 民間事業者は、「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」を取得していること。
- (8) 民間事業者は、過去に同等規模以上の類似統計業務の実績（調査客体数 7,000 件以上の統計調査等及びデータレコード 7,000 件以上の統計データの処理実績）を有していること。

(9) 当省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置を採るべきことを命じる。なお、上記に関わらず、当省が本調査業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対して必要な措置を採るべきことを命じることとする。

(10) 当省は、調査の実施状況を把握するため、民間事業者を指導、監督することができる。

(11) 通報窓口の設置

当省において、民間事業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、下記の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を「通報窓口の周知完了報告書」により当省に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注事業者に契約違反などがある場合に、受注事業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結いたしましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

(12) 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。特に、統計法第41条において、業務に関して知り得た調査対象の秘密は漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講じること。

(13) 民間事業者は、個人情報の保護、調査情報の機密保持、調査の一貫性の確保の観点から、原則再委託を行わないこと。やむを得ず再委託をする場合は、下記の点について留意すること。

①再委託先の住所・名称、再委託を行う業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理、その他業務の方法について明示されていること。

②民間事業者が実施する個人情報の保護、調査情報の機密保持、調査の一貫性の確保の観点から行う措置と同じ措置を、再委託先の民間事業者に対しても行わせること。

③民間事業者は契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(民間事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することを禁止する。

- ④民間事業者は契約に係る業務の一部を再委託する場合、当省に対して「再委託に関する承認申請書」を提出すること。
 - ⑤民間事業者は委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。
 - ⑥委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
 - ⑦再委託先が起こしたトラブル等について、最終的な責任は民間事業者が負うこと。
- (15) 民間事業者は、調査の実施に際し、調査対象企業、事業所及び労働者への威嚇、強要があってはならない。
- (16) 調査結果等について、民間事業者は、当省の承諾なく本調査の目的以外に使用してはならない。また、調査結果等の使用、保存及び処分等については、秘密の保持に十分配慮するとともに、当省の指示に従わなければならない。
- (17) 本調査によって得られた情報の最終的な所有権、管理権は当省にあり、民間事業者は私権を設定してはならない。また、民間事業者は、本調査終了後は全ての情報（仕様書に記載のアクセスログを除く。）を消去し、その旨を当省に文書にて報告しなければならない。
- (18) 民間事業者は、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、調査票及び調査関係書類を本調査業務以外に使用しない旨を記載した誓約書を、契約締結後速やかに当省に提出しなければならない。
- (19) 本調査業務に従事する全ての者及び再委託事業者は、契約締結後速やかに、以下の内容を記載した誓約書を当省に提出すること。なお、誓約書提出後に新たに本調査業務に従事することになった者や再委託事業者を変更した場合は、その都度提出すること。
- ①個人情報の保護を確保できること。
 - ②本調査業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、契約中であるか否かを問わず、決して第三者に漏洩しないこと。
 - ③暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
 - ④本調査業務遂行上知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないこと。
 - ⑤調査票及び他の調査関係書類を本調査業務以外に使用しないこと。
- (20) 民間事業者は、本調査業務の年間計画を落札後速やかに当省に提出しなければならない。この年間計画は、本調査業務を実施する際のスケジュール管理に必要なものであるため、できるだけ詳細なものを作成しなければならない。
- (21) 契約締結後、当省と民間事業者は定期的に連絡会を開催し、本調査業務の実施内容、進捗状況等に関して打合せを行うものとする。民間事業者は打合せ後1週間以内に議事録を作成し、当省の承認を得ること。この議事録は、当省の承認後、双方が共有する。なお、打合せの頻度については、落札後当省と民間事業者が協議して決定するが、概ね1か月に1回開催することを想定している。
- (22) 民間事業者は、本調査業務の実施に関し、民間事業者社員、その他本調査業務に従事する全ての者（以下「民間事業者社員等」という。）の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関する事等々の人事管理を受託業者の責任において行うとともに、民間事業

- 者社員等の責めに起因して火災、盗難等の不祥事を発生させ又は第三者に損害を与えたときは、民間事業者の責任及び負担においてその損害の賠償を行うものとする。
- (23) 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、仕様書及び契約締結時に定める事項を確実に行わなければならない。
- (24) 民間事業者は、本調査業務に係る収入及び支出の関係を明らかにする会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載しなければならない。また、その支出の内容を証明する書類等を整備して、会計帳簿とともに本調査業務実施の属する会計年度の終了後5年間、当省の要求等があったときはいつでも、閲覧に供することができるよう保存しておかななければならない。
- (25) 民間事業者は、個人情報保護に関する法律に基づき、本調査業務に関して知り得た個人情報を適正に管理し、その秘密を守るために必要な措置を講じなければならない。
- (26) 民間事業者は、不測の事態により、定められた期日までに本調査業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を当省に連絡し、その指示を受けること。当省の指示後、民間事業者は、困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復できるよう尽力しなければならない。
- (27) 民間事業者は、当省と連絡・調整等を行う窓口担当者を1名配置し、その者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を、落札後速やかに当省に報告しなければならない。平日の業務時間（9時30分～18時15分）内は、窓口担当者は速やかに当省と連絡・調整等を取れる状態を保たなければならない。なお、同担当者が休暇等のため不在の場合は、あらかじめ代理の者を指定し、その者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を、落札後速やかに当省に報告しなければならない。民間事業者は、窓口担当者及び代理の者を変更した場合は、変更後速やかに当省に報告すること。
- (28) 事故や問題が発生した場合、民間事業者は速やかに当省に報告し、その指示に従わなければならない。
- (29) 本調査業務に従事する全ての者（再委託業者を含む。）は、本調査業務に関する自己の感想、考え、印象等を自己の電子メール、ホームページ及びブログ並びにSNS等から発信することにより、
- ・ 本調査業務の円滑かつ適切な遂行の妨害
 - ・ 調査対象企業、事業所及び労働者の信用の失墜
 - ・ 調査対象労働者の個人情報の暴露
- を行ってはならない。なお、この措置は、電子メール等からの全ての発信を禁止するものではない。
- (30) 事業の同時実施の禁止
- 民間事業者は、本調査業務において調査対象企業及び事業所と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。
- (31) 民間事業者は、本調査業務の実施に当たり、当省との連絡を密に取ることとし、疑義が生じた場合には当省と協議すること。
- (32) 公正な取扱い

- ①民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- ②民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。
- (33) 金品等の授受の禁止
民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- (34) 宣伝行為の禁止
 - ①本業務の宣伝
民間事業者社員等は、当省や「能力開発基本調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び自ら行う他の事業が本調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
 - ②自らが行う事業の宣伝
民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。
- (35) 法令の遵守
民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。
- (36) 安全衛生
民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。
- (37) 記録及び帳簿
民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、当省にその旨報告しなければならない。
- (38) 権利の譲渡の禁止
民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に渡してはならない。
- (39) 権利義務の帰属等
 - ①印刷物の製作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は当省に帰属する。
 - ②民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当省の承認を受けなければならない。
 - ③本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- (40) 契約によらない自らの事業の禁止
民間事業者は、本業務を実施するに当たり、当省の許可を得ることなく、自ら行う他の事業又は当省以外の者との契約（当省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する

事業を行ってはならない。

(41) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う他の事業又は当省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業において用いてはならない。

(42) 委託内容の変更

当省及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

(43) 契約の解除等

当省又は民間事業者は、相手方が本契約に違反したと認めたときは、契約を解除することができる。また、当省は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

①法令又はこの契約に違反したとき

②契約書に規定する監査に対する虚偽の報告等が発覚したとき

③この委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めるとき

(44) 契約解除時の取扱い

①契約解除時の委託費の支払

当省は、上記(43)の規定により、契約を解除したときは、契約書の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、民間事業者に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。また、契約が解除された場合において、民間事業者は委託業務の残務処理が完了するまでは、当省と民間事業者の協議によりこれを処理するものとする。

②契約解除時の違約金

当省は、上記(43)の規定により契約を解除したときは、違約金として契約金額の100分の20に相当する金額を民間事業者に請求することができる。この場合の違約金の請求は、次条に定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

③延滞金及び加算金

1. 民間事業者は、契約書の規定による委託費の残額又は預金利息及び損害賠償金を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2. 民間事業者は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、当省の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、更に委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額

を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。当省は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

3. 委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

④契約解除時の損害賠償

民間事業者は、この契約に違反し、又は民間事業者の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

(45) 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請け負い事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

(46) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当省とが協議する。

6 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

当省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 当省に対する求償

民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

①民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって当省に損害を与えたときは、民間事業者は、当省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

②民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、仕様書の成果物に定める納品期限を遅延したときは、遅延金として納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年3.0%の割合で計算した額を当省の指定する期間内に納付しなければならない。

7 本業務の実施体制及び実施方法の概要

各担当業務における管理責任者及び業務担当者等に、同種・類似業務経験者や統計及び社会調査に関する資格保有者を配置し、能力開発基本調査における調査関係用品の印刷、封入・封緘、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務を実施する。